

千葉県千葉リハビリテーションセンター指定管理者募集要項

千葉県千葉リハビリテーションセンターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要（詳細は、別紙1「千葉県千葉リハビリテーションセンターの概要」のとおり）

(1) 名称

千葉県千葉リハビリテーションセンター

(2) 所在地

千葉市緑区誉田町1丁目45番2

(3) 施設の沿革、役割等

県では、身体障害児（者）に対する医療・福祉サービスの拠点として、昭和56年に「千葉県千葉リハビリテーションセンター」（以下「センター」という。）を整備し、その管理運営については、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団に業務委託することによって実施してきました。さらに、その後、平成3年にはリハビリテーション医療施設を、平成24年には児童福祉法の改正に伴い従来の肢体不自由児施設と重症心身障害児施設を統合し医療型障害児入所施設「愛育園」を設置するとともに医療型児童発達支援センターを設置し、身体障害児（者）等に対して各種治療・訓練・指導・援助等、一貫した高度のリハビリテーションを行い、社会復帰や家庭復帰の促進を図るとともに、県内の同種施設に対する技術的助言、支援を行ってまいりました。

なお、平成15年6月の地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、センターのような公の施設の管理については、民間の団体等にも管理運営を委託できる「指定管理者制度」が創設されたことから、平成18年4月からセンターの管理運営は本制度を導入しています。（※令和3年3月末をもって第3期指定管理期間満了）

(4) 施設概要

敷地面積 57,026.10㎡

延床面積 30,610.64㎡ ※センター本体 27,197.41㎡

(5) 施設種別・利用者定員等

医療型障害児入所施設 「愛育園」	定員 132名 (うち7名は親子入園分)
医療型児童発達支援センター 「児童発達支援センター」	定員 30名
障害者支援施設 「更生園」	定員 56名
リハビリテーション医療施設	定員 110名
補装具製作施設	—

※その他に附帯施設として、千葉市緑区誉田町1丁目45番3に職員宿舎（世帯寮、独身寮）及び事業所内保育施設があり、これについても指定管理の対象に含めます。

(6) 収支状況

平成29年度～令和元年度の状況

別紙1「千葉県千葉リハビリテーションセンターの概要」（P.29）のとおり

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 医療型障害児入所施設「愛育園」の運営に関する業務

児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設の設置目的に即し以下の業務を行うこと。

- ① 障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療
- ② 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第8項に規定する短期入所

(2) 医療型児童発達支援センター「児童発達支援センター」の運営に関する業務

児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターの設置目的に即し以下の業務を行うこと。

- ① 重症心身障害児等の通園事業（日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療）
- ② 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護
- ③ 相談支援事業

(3) 障害者支援施設「更生園」の運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設の設置目的に即し以下の業務を行うこと。

- ① 施設入所支援に関する業務
- ② 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所

(4) リハビリテーション医療施設の運営に関する業務

医療法第1条の5第1項に規定する病院であつて、身体に障害を有するものを入院及び通院させて、高度の医学的リハビリテーションを総合的に実施することにより、これら患者に対する身体障害の予防及び軽減のほか、合併症等の治療を行うため、以下の業務を行うこと。

- ① 病棟の運営業務
- ② 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例第6条第4項に規定する診療科目の外来診療に関する業務

(5) 補装具製作施設の運営に関する業務

身体障害者福祉法第32条に規定する補装具製作施設の業務

(6) その他の業務

- ① 地域連携事業業務
- ② 高次脳機能障害支援センター業務
- ③ その他知事が特に必要があると認める業務

(7) その他施設運営に必要な以下の業務

- ① 利用者との契約に関する業務
- ② 利用料金の收受等に関する業務
- ③ 文書料の收受を行い、条例の規定に従い県に納入する業務
- ④ 施設運営に必要な申請・届出等を行う業務

(8) 施設の維持管理に関する業務

- ① 安全面・衛生面に留意し、センター施設の適切な維持管理を行い、関係機関に対し必要な申請・届出等を行う業務

※職員宿舎（世帯寮、独身寮）及び事業所内保育施設の維持管理と運営を含む

- ② センター内に設置している県の行政機関「中央障害者相談センター」施設の維持管理を行う業務

※留意事項

センターの敷地又は建物の一部について県が指定管理業務以外の用途での目的外使用許可を行った場合は、使用者は行政財産に付帯する諸設備の使用に必要な経費を負担する。

なお、行政財産使用許可に関する業務は県が行うため指定管理業務には含まれない。

3 指定管理者が業務を行うに当たっての条件

千葉リハビリテーションセンターは、県立施設として民間施設では対応が難しい高度な医療的ケアから、リハビリテーション、社会復帰に向けた就労支援等の福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担います。

また、県内の民間リハビリテーション施設に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行うなど、中核的センターとしての役割も担います。

(1) センターの運営に当たっては、県立施設としての役割として以下の点に留意してください。

- ① 障害者医療・福祉の置かれている状況によって変化する県民ニーズを捉え、民間施設では支援が難しい障害児（者）を積極的に支援し、その県民ニーズに応えること。
- ② 県の障害者医療・福祉との連携を図ること。

(2) 施設運営全般に関する条件・注意事項として以下の点に留意してください。

① 施設の運営について

ア サービスの質の向上と経営の効率性のバランスを考慮し、効用が最大になるよう努めること。

② 職員配置について

ア 利用者の障害の程度、状況等に合わせて、適切な職種を配置しサービスの向上を図ること。

イ 職員配置人数及び正規職員・非正規職員のバランス等を考慮し、効率性を損なわないようにすること。

③ 施設の利用率の向上について

ア 施設の利用率の向上を図り、施設が最大限利用されるよう努めるとともに、年間の施設利用率を概ね90%以上となるよう努めること。

イ 入所及び入院の決定は公正に行うこと。

④ 利用者の費用負担について

ア 法令、条例等で規定された利用料・実費の外に、利用者に根拠のない負担を求めてはならないこと。

イ 利用者にオプションサービス等の費用を請求する場合には、利用者との合意を必要とし、書面で契約すること。

⑤ その他の条件について

ア 関係法律の改正等により施設種別等の見直しが必要になった場合は、指定管理者の指定後に施設種別等を変更することがあるので留意すること。

イ 付帯施設については善良な管理者としての注意義務をもって維持管理と運営を行う責任を負うこと。

(3) 医療型障害児入所施設「愛育園」の運営については、以下の点を条件とします。

- ① 医療的ケアが濃厚で、民間施設では支援が難しい重症心身障害児者を積極的に受け入れること。
- ② セーフティネット機能を果たすこと。(養護性の高い児童の受け入れ等)

- ③ 利用者の特性に合わせて職員配置を工夫し、サービスの向上を図ること。
 - ④ 直接処遇職員は、概ね利用者に対し1：1となるよう配置すること。
 - ⑤ 定員の内概ね20床は短期入所や有期限入所のベッドとして使用し、重症心身障害児者の在宅生活を支援すること。
- (4) 医療型児童発達支援センター「児童発達支援センター」の運営については、以下の点を条件とします。
- ① 医療的ケアが濃厚で、民間施設では支援が難しい重症心身障害児者等を積極的に受け入れること。
 - ② 在宅児家族の負担軽減のためレスパイトケアを積極的に支援すること。
- (5) 障害者支援施設「更生園」の運営については、以下の点を条件とします。
- 重度の肢体不自由者、高次脳機能障害者等の支援が難しい者を積極的に受け入れ、地域で暮らすための支援の充実を図ること。
- (6) リハビリテーション医療施設の運営については、以下の点を条件とします。
- ① 効果的なりハビリテーションプログラムの実行により、入院患者が、可能な限り早期に在宅復帰・職場復帰が出来るよう支援すること。
 - ② 脊椎損傷、重度の脳血管疾患、頭部外傷、高次脳機能障害等の民間医療施設では治療・訓練が難しい患者を積極的に受け入れること。
- (7) 高次脳機能障害支援センター業務の運営については、以下の点を条件とします。
- ① 復学への支援

復学支援連絡調整、復学継続支援集団訓練等、総合的な検討を行い、復学への充実を図ること。
 - ② 社会適応への支援

思春期・青年期社会適応集団訓練等を行い、支援対象者の社会復帰支援のための個別相談、関係機関との調整等を行い、各種の制度を活用したサービスの提供を行うこと。
 - ③ 重度前頭葉機能障害者への支援

重度前頭葉機能損傷者集団訓練等を行い、適切な相談支援を行うこと。
 - ④ 単身生活者への支援

単身生活を体験するプログラムを作成、実施し自立生活体験個別訓練等を行うこと。
 - ⑤ 自動車運転再開への支援

運転再開希望者の評価と再開に至るプログラムを確立し、関係機関と調整会議を開催して運転再開の実現に取り組むこと。
 - ⑥ 就労希望者への支援

就労前社会参加活動、就労模擬訓練、就労定着支援等を実施し、安定して就労定着が図られるよう支援を行うこと。
 - ⑦ 生活の質向上への取り組み

余暇活動活用訓練等を実施し、プログラムの構築と成果の検証を行うこと。
 - ⑧ 家族への個別支援

家族会、集団カウンセリング、家族教育プログラム等の支援等を行うとともに、その成果の検証を行うこと。
 - ⑨ 会議・研修の実施

①から⑧に関する会議・研修を必要に応じて行うこと。

- (8) 総合相談業務の運営については、以下の点を条件とします。
- ① 様々な疾患や障害のある、小児から高齢までの幅広い利用者に対し、一元的な相談体制を整えるとともに、入院から退院、社会復帰に至るまでの計画相談支援等を行うこと。
 - ② 入院患者のソーシャルワークや、入退院調整の業務を実施するとともに、外来患者への支援を行うこと。
 - ③ 支援に当たっては、市町村や他の医療機関、各種支援団体等との連携に努めること。
- (9) 施設運営業務に支障のない範囲で、以下に掲げる障害者医療・福祉をサポートする業務を行うこととします。
- ① 県の福祉・医療行政の推進に必要となる先駆的な事業を県から受託すること。
 - ② 公的機関等の要請により、必要に応じて医療・訓練等の専門職員を派遣すること。
 - ③ センターの指定管理業務等で得られたノウハウを広く県民や地域のスタッフ等に情報提供し、その知識の普及と啓発に努めるとともに、アウトリーチによる地域生活の支援を図ること。
 - ④ 医療・福祉等の研修・実習生を受け入れ、医療・福祉を担う人材の育成に努めること。
 - ⑤ ①～④の業務を行うときには、以下の点に留意すること。
 - ア 施設運営に支障が出ないように計画的に行うこと。
 - イ 専門職員を派遣する場合には、派遣先の資源とニーズを考慮し、派遣の必要性をよく吟味し、必要最低限の人員で行うこと。
 - ウ これら業務により生じた収入については、指定管理者の収入として処理すること。
- (10) 県の障害者医療・福祉施策とセンター運営業務の連携・調整に関する以下の業務を行うこととします。
- ① 県病院局と以下の点について連携を深めること。
 - ア 病院局が主催する各種会議に参加し、県立病院との共通の取り組みを通じて施設の機能を高めること。
 - イ 病院局と連携し、研修医制度、レジデント制度等に取り組むこと。
 - ウ 県立病院と連携し、共に情報・技術交換を行うこと。
 - ② その他、県関係機関に対し、必要に応じて専門的ノウハウを用いて助言すること。
- (11) 災害の発生や感染症の流行等の非常時においては、以下の点に留意してください。
- ① 防災・災害対応マニュアル等をあらかじめ作成し、必要な研修・防災訓練等を実施するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握に取り組むこと。
 - ② 感染症の流行に備え、院内感染対策として、感染対策マニュアルを策定する等の予防策を実施するとともに、感染等が発生した場合には、利用者の安心安全を第一に、迅速な対応を行うこと。
 - ③ 災害や感染症の流行等の非常時においては、県内唯一の総合リハビリテーションセンターとして、非常時における県民の需要に応えるため、県と連携しながら県立施設としての役割を果たすこと。
- (12) その他の条件
- ① 利用者サービスの継続性の観点から、現指定管理者である社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団の職員で、センターに勤務する職員のうち希望する者の継続雇用について考慮すること。
 - ② 平成29年11月に策定された千葉県県有建物長寿命化計画に基づく施設整備に当たっては、県の業務に協力すること。

4 業務の基準

指定管理者の業務の基準は以下のとおりとします。

- (1) 医療法、障害者総合支援法、児童福祉法、その他の関係法令、条例等の規定を遵守すること。なお、指定管理者がセンターの利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。
- (2) センターの指定管理者が作成し、又は取得した文書（センターの管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。
なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）
- (3) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときには、これに応ずること。
- (4) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、センターの管理の業務に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第53条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱うこと。
- (5) 指定管理者が行うセンターの利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨に則り適切に行うこと。
- (6) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
なお、センターの建物、工作物並びに機械、器具、備品及び調度に要する新築、増築、改築、移築、修繕又は取得のうち、原則として100万円以上のものは県の負担で予算の範囲内で行うものとし、100万円未満のものについては、指定管理者が利用料金収入又は指定管理料で行うものとする。また、これにより指定管理者が取得した固定資産、調度及び備品は、県の所有に属するものとする。
- (7) 指定管理者は、業務の全部若しくは主要な部分を第三者に対して委託し、又は請け負わせてはならない。
- (8) 指定管理者は、施設運営に当たり、施設入所者に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するため、損害保険に必ず加入すること。

5 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 応募

(1) 応募資格

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に規定する社会医療法人又はこれらの法人を含む

グループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① センターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているもの又は確保できる見込みがあるもの。
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ③ 直近3年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ⑤ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。）
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

センターのサービスの向上及び業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる社会福祉法人又は社会医療法人を選定すること。なお、代表となる社会福祉法人又は社会医療法人以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる社会福祉法人若しくは社会医療法人又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第4号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第5号）、グループ（共同体）協定書（様式第6号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

提出部数は、正本1部、副本10部（副本は複写可）で、A4判片面とします。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式）

(2) 事業計画書（様式第1号）

業務を行うに当たっての条件や業務の基準を踏まえるとともに、県全体における県立施設の役割や国・県の障害者施策の方向性を念頭に施設の現状維持に留まらず、新たな事業提案も含めた具体的な提案を行ってください。

(3) 関係書類

- ① 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ② 法人登記簿謄本及び印鑑証明書（法人のみ）
- ③ 団体の役員名簿、役員の履歴書及び評議員
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近3年間）
- ⑤ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書、監査報告書、その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑥ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）。なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第2号）。
- ⑨ 本要項6応募（1）応募資格①から⑥の全てを満たす旨の誓約書（様式第3号）
- ⑩ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・グループ（共同体）応募届（様式第4号）
 - ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第5号）
 - ・グループ（共同体）協定書（様式第6号）

8 管理運営経費等

(1) 管理運営費

指定管理者の収入は、下記①及び②の合計額とします。

- ① 指定管理者が直接収入するもの（利用料金等）
 - ア センターの利用に係る料金（自立支援費・措置費・医療収入等の利用料金）は、指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。
 - イ アに係る利用料金の外に、センターの運営に付随し発生した収入についても、指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。
- ② 管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）
 - ア 文書料相当分
診断書等に係る文書料については、相当分として県が指定管理料に含めて支出します。
なお、指定管理者が実際に利用者から収受した文書料については、県に納入していただくこととなります。
 - イ その他管理業務に係る費用
アのほか、センターの管理業務に係る費用について、県が指定管理料として支出します。

センターの管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税及び特別地方消費税込みの額で、以下の参考金額以内として申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。

なお、指定管理者と千葉県との危険負担は、危険負担表（別紙2）のとおりです。

(参考金額) 令和3年度	1, 290, 000千円
令和4年度	1, 290, 000千円
令和5年度	1, 290, 000千円
令和6年度	1, 290, 000千円
令和7年度	1, 290, 000千円
合計	<u>6, 450, 000千円</u>

注1) 現在、センターに勤務している医師14名(令和2年4月1日現在)は、全て県から派遣している職員です。

なお、県からの派遣職員に係る給与の支給方法については、別途協議する場合があります。

注2) 各年度の参考金額のうち、30,000千円については、専門医研修の実施に当たり受け入れる研修医の人件費（報酬額、各種手当相当額（通勤手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当）、賞与、法定福利費、移転料）分とします。

注3) 医療型障害児入所施設「愛育園」、障害者支援施設「更生園」、及び医療型児童発達支援センターにおける障害福祉サービス等報酬単価は、民間施設の965/1000の額となりますので、収入見込額の作成に当たり注意してください。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料については、各年度の事業計画書に基づき、四半期ごとに当該期間分に相当する額を請求に応じて前払いします。

ただし、上記注2に記載の専門医研修の実施に当たり受け入れる研修医の人件費分（各年度の参考金額30,000千円）については、毎事業年度終了後に精算を行うものとします。

(3) 指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

平成29年11月の千葉県県有建物長寿命化計画において第I期（平成30年度から令和4年度まで）に建替えの着手を目指す施設として位置付けられたことから、令和2年3月に千葉県千葉リハビリテーションセンター施設整備に係る基本計画を策定し、令和2年度から基本計画に基づく設計業務に着手します。

(4) 運営上の課題

センターは、昭和56年の設置から40年近くが経過し、施設の老朽化や狭隘化が進んでいます。施設の建替えが予定されていることから、必要十分な修繕が求められます。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和2年7月30日（木）から令和2年9月4日（金）まで

(2) 受付方法 質問書（様式第7号）に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 043-222-4133

E-Mail syohuk10@mz.pref.chiba.lg.jp

10 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、令和2年7月27日（月）までに法人の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ電話にてご連絡ください。

なお、参加希望がない場合は説明会を実施しません。

- (1) 開催日時 令和2年7月28日（火） 午後2時から2時間程度
- (2) 開催場所 千葉県千葉リハビリテーションセンター
(千葉県緑区誉田町1丁目45番2)
- (3) 連絡先 千葉県健康福祉部障害福祉事業課県立施設改革班
TEL 043-223-2339 FAX 043-222-4133

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県健康福祉部障害福祉事業課県立施設改革班（県庁本庁舎12階）
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-2339 FAX 043-222-4133
- (2) 提出期間 令和2年7月30日（木）から令和2年9月17日（木）まで
(県の休日を除く)の午前8時30分から午後5時までとします。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

12 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに別紙3の審査基準に沿って、外部有識者から意見を聴取した上で、指定管理者（候補者）選定委員会（以下「選定委員会」という。）において候補者を選定します。
- (2) 外部有識者意見聴取会（外部有識者からの意見聴取を行うための会議、以下、「外部有識者意見聴取会」という場合は同義）において、申請者である法人の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。（時間、場所については申請者に後日連絡します。）
- (3) グループで応募した団体については、提出された書類（上記7、(3)関係書類⑨様式第4号から第6号）をもとに別紙4の審査基準に沿って、外部有識者意見聴取会において、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

13 申請に要する経費

申請に要する経費等は全て申請者の負担とします。

14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

15 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

16 指定管理者の決定及び協定の締結

- (1) 指定管理者は令和2年12月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

17 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和2年 7月20日（月）	募集要項公表・配布開始
7月28日（火）	現地説明会
7月30日（木）	質問事項受付開始
7月30日（木）	申請書受付開始
9月 4日（金）	質問事項締切
9月17日（木）	申請書提出期限
10月上旬	外部有識者意見聴取会でグループ（共同体）応募団体の 適格性審査及び候補者の審査
10月中旬	選定委員会で候補者の選定 選定結果の通知
12月	指定管理者の議決
12月以降	指定管理者の指定・協定書の締結 引継ぎ
令和3年 4月～	指定管理者による管理開始

18 その他

- (1) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後10日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内、選定委員会及び外部有識者意見聴取会での検討に限ります。
- (3) 提出された書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 本要項6応募（1）応募資格⑥に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問い合わせ先

千葉県健康福祉部障害福祉事業課県立施設改革班
担当：齋藤、古市
TEL 043-223-2339 FAX 043-222-4133
E-Mail syohuk10@mz.pref.chiba.lg.jp